

## 2. 正会員の入会の可否を決定する規程

第1条 この規程は、一般社団法人日本環境衛生施設工業会（以下「本会」という。）定款第6条の規定に基づき、理事会において入会の可否を決定するために総会が別に定める基準を定める。

第2条 本会の正会員としての入会資格は、定款第3条に規定する目的に協力し、定款第5条第1号に規定する環境衛生施設（ごみ処理施設、し尿処理施設等であって、国の定めるそれぞれの性能指針に適合するものをいう。以下同じ。）を自ら工事の設計、施工、性能保証を行い得る業者で、次の各号の資格基準に適合する者でなければならない。

- (1) 環境衛生施設の主要部を自ら適正に設計、製造、建設し、性能保証を行い得る企業であること。
- (2) 国又は地方自治体と契約し、自ら設計、施工し、適正な性能を有する環境衛生施設の建設の実績を持つこと。
- (3) 技術士法に定める機械、水道、衛生工学部門の中に登録された技術士もしくは本会の技術委員会がこの規程に定める技術士と同等以上の知識及び技術又は技能を有するものと認めた者1名と必要な資格をもつ技術者2名以上を常勤として有すること。ただし、必要な資格をもつ技術者とは建設業法第7条第2号に該当する者をいう。
- (4) 本会の正会員となる場合は所属希望の分野（分科会）の会員2社以上の推薦を必要とする。

推薦会員は理事会の求めに応じて推薦理由を述べなければならない。

第3条 事務局は、本会の正会員として入会を希望する者から入会の申込を受けた場合は、企画運営委員会及び技術委員会に諮った上、理事会に付議しなければならない。

- 2 理事会は必要と認める場合は、企画運営委員会委員長、技術委員会委員長又は当該入会希望者の所属しようとする分科会の会長の意見を求めることができる。

第4条 事務局は、理事会の決定を入会希望者に速やかに伝達するものとする。

附 則

この規程は、昭和54年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、定款第6条に規定する手続きを経たものとみなし、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年2月6日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年7月1日から施行する。